

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月19日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第85号

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成5年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続（第41条—第44条）」を「第6章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続（第41条—第44条）」を第7章 技術管理者の資格（第45条）

に、「第7章」を「第8章」に、「第45条—第47条」を「第46条—第48条」に、「第8章」を「第9章」に、「第48条—第51条」を「第49条—第52条」に、「第9章」を「第10章」に、「第52条—第54条」を「第53条—第55条」に改める。

第54条を第55条とし、第53条を第54条とし、第52条を第53条とする。

第9章を第10章とする。

第8章中第51条を第52条とし、第48条から第50条までを1条ずつ繰り下げ、同章を第9章とする。

第7章中第47条を第48条とし、第46条を第47条とし、第45条を第46条とし、同章を第8章とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 技術管理者の資格

（技術管理者の資格）

第45条 法第21条第3項の規定による条例で定める技術管理者の資

格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に規定する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学

- 校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 市長の指定する講習を修了した者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。